

第3回 地域共生社会推進賞募集要項

1. 趣旨

地域共生社会は、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域共生社会推進賞は、地域共生社会の実現に向けた取組（地域包括ケアシステムの取組を含む。以下、同じ。）が先駆的又は他の模範となるものであり、また、今後も続けて努力していくと認められる市町村（指定都市の行政区を含む。以下、同じ。）や団体を九州厚生局長が表彰し、その取組内容等を広く発信することにより、地域共生社会の更なる普及と推進を図るものです。

2. 表彰対象者

地域共生社会の実現に向けた取組を行っている市町村及び団体であって、地域づくりや地域社会に貢献し、顕著な功績を有する者です。

3. 表彰について

- (1) 表彰区分 市町村部門・・・大賞1件、優秀賞1件、部門賞1件
 団体部門・・・大賞1件、優秀賞1件、部門賞1件
- (2) 表彰式 九州・沖縄地域共生社会推進フォーラムにて表彰します。
 （表彰式終了後に、受賞した取組内容の発表並びに受賞者及び関係者との意見交換等を予定しています。）

4. 募集について

地域共生社会推進賞の募集は、九州厚生局のHP及び九州厚生局管内各県において行います。

（九州厚生局HP：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/newpage_00761.html）

5. 応募について

- (1) 地域共生社会推進賞の応募には、前記1の趣旨を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を3年以上実施し、現在なお活動していることが必要です。ただし、コロナ禍に開始した取り組みについては実施年数を問いません。
- (2) 前回（第2回（令和5年度））大賞を受賞した者は、今回の応募はできません。
- (3) 応募にあたっては、別添「地域共生社会推進賞応募申込書」（以下「応募申込書」という。）を、市町村又は団体が所在する県の担当部署宛（別紙1「応募申込書送付先」参照）に令和7年7月11日（金）まで必着で、原則としてメールにて送付してください。
なお、メールでのご提出が困難な場合は、個別にご相談ください。
- (4) 1つの市町村又は団体が応募できるのは1件のみとします。

6. 審査及び決定方法について

- (1) 各賞の審査は、九州厚生局管内各県関係各課及び有識者から構成される「九州厚生局地域共生社会ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)において行います。
- (2) ワーキンググループは、別紙2「地域共生社会推進賞審査基準」に基づき、応募申込書等の記載内容によって審査を行います。
- (3) 上記(2)において優良と判断した取組の中から、九州厚生局内の職員から構成される「地域共生社会推進賞選考会」において受賞者を決定します。
- (4) なお、応募から表彰までの流れは次のとおりです。(予定)
応募(募集期間：4月22日～7月11日)→ワーキンググループによる審査(7月中旬から8月下旬)→地域共生社会推進賞選考会開催、受賞者決定・受賞者へのご連絡(10月頃)→表彰式(九州・沖縄地域共生社会推進フォーラム)(12月頃)

7. その他留意事項

- (1) 応募申込書等につきましては返却しません。
- (2) 前記3(2)の表彰式において発表いただいた取組内容につきましては、九州厚生局HPへの掲載のほか、九州厚生局公式SNSや九州厚生局における各種イベントにおいて紹介させていただきます。

(お問い合わせ先)

九州厚生局健康福祉部 地域包括ケア推進課
(担当) 百枝 (ももえ)

TEL : 092-432-6784

Mail : kskousei169@mhlw.go.jp

(別添)

地域共生社会推進賞応募申込書

| | | | |
|--|-------------------------|--------------|-------------|
| 事業名 | | | |
| 実施主体 | | 実施場所 | 〇〇〇県〇〇〇市〇〇区 |
| 取組開始時期 | 平成・令和 年 月 | 取組実績 (期間) | 年 月 |
| 取組概要 | ◆取組の概要を100字程度で記載してください。 | | |
| | | | |
| 取組内容等 ※取組内容が分かる写真やリーフレット等の関係資料があれば添付してください。 ※取組内容等の記載は別紙(任意様式)でも可(但し、①~⑩の内容を含むこと)。 | | | |
| ① 実施目的(必須) | | | |
| ② 取組を始めた動機、きっかけ(必須) | | | |
| ③ 実施体制(必須) | | | |
| ④ 取組対象者(必須) | | | |
| ⑤ 取組内容の詳細及びPRポイント(必須) | | | |
| ⑥ 取組の効果(必須) | | | |
| ⑦ 今後の計画(必須) | | | |

⑧ 表彰等の受賞歴（該当があれば）

⑨ 過去に地域共生社会推進賞への応募歴がある場合は取組の進捗状況（該当があれば）

⑩ その他（任意） 上記以外に PR したいことや、取組の内容が分かるウェブサイトや動画がある場合はそのURL等、自由に記載してください。

| | | | | |
|--------|----------|--|-----------------|--|
| 担当者連絡先 | 部署 氏名 | | 電話番号 メールアドレス | |
|--------|----------|--|-----------------|--|

* 記載にあたっては、別紙2「地域共生社会推進賞審査基準」を参考にしてください。

応募申込書送付先

| 区 分 | 送付先 |
|------|--|
| 福岡県 | 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 (電話：092-643-3250 メールアドレス：k-kaigoyobou@pref.fukuoka.lg.jp) 又は福祉労働部福祉総務課 (電話：092-643-3243 メールアドレス：fukushi-chiiki@pref.fukuoka.lg.jp) |
| 佐賀県 | 〒840-8570 佐賀市城内 1 丁目 1-59 佐賀県健康福祉部長寿社会課 (電話：0952-25-7612 メールアドレス：tiikihoukatsu@pref.saga.lg.jp) 又は健康福祉部社会福祉課 (電話：0952-25-7053 メールアドレス：syakaifukushi@pref.saga.lg.jp) |
| 長崎県 | 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1 長崎県福祉保健部福祉保健課 (電話：095-895-2416 メールアドレス：fukuho-chiiki@pref.nagasaki.lg.jp) |
| 熊本県 | 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室 (電話：096-333-2201 メールアドレス：sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp) 又は健康福祉部認知症施策・地域ケア推進課 (電話：096-333-2211 メールアドレス：ninchishouke@pref.kumamoto.lg.jp) |
| 大分県 | 〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県福祉保健部高齢者福祉課 (電話：097-506-2694 メールアドレス：a12300@pref.oita.lg.jp) 又は福祉保健部福祉保健企画課 (電話：097-506-2620 メールアドレス：a12000@pref.oita.lg.jp) |
| 宮崎県 | 〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室 (電話：0985-44-2605 メールアドレス：iryokaigo@pref.miyazaki.lg.jp) 又は福祉保健部福祉保健課 (電話：0985-44-2660 メールアドレス：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp) |
| 鹿児島県 | 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 鹿児島県保健福祉部社会福祉課 (電話：099-286-2841 メールアドレス：swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp) |
| 沖縄県 | 〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 (3 階) 沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課 (電話：098-894-2152 メールアドレス：aa091201@pref.okinawa.lg.jp) 又は生活福祉部福祉政策課 (電話：098-866-2177 メールアドレス：aa030100@pref.okinawa.lg.jp) |

地域共生社会推進賞審査基準

次の8つの評価項目に基づき総合的に審査する。

評価項目（8項目）

- ①独自性（事業実施地域の特性を活かした取組であるか）
- ②展開可能性（他の分野、他の地域の事業主体等に対して参考となる取組であるか）
- ③継続性（人材や運営コスト等を考慮した上で無理なく継続できる取組であるか）
- ④先進性（事業に関わる市町村の庁内での連携や他団体との連携が先駆的であり他の模範となるような取組であるか）
- ⑤発展性（将来に向けて波及、応用が期待される取組であるか）
- ⑥妥当性（計画から結果までを分析・評価している取組であるか（PDCA サイクル））
- ⑦多様性（多職種が事業に関わり連携している取組であるか）
- ⑧住民主体性（地域に暮らす多様な住民が実施に至る過程に参加できる取組となっているか）